

大阪府防災会議運営要綱の改訂について

資料 1

現在	改訂案
<p>(会議)</p> <p>第2条 会議は会長が招集し、議長となる。</p> <p>2 会議は委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>(会議)</p> <p>第2条 会議は会長が招集し、議長となる。</p> <p>2 会議は委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。</p> <p>(削除)</p> <p>3 2 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>

【改訂理由】

防災会議の所管事務の一つに「災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。」があるが、災害対策を機動的に進めるため、上記の要件を削除するもの